

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の 改正について

国土交通省海事局
安全政策課

これまでのライフジャケットの着用義務範囲

- 平成15年6月からライフジャケットの着用を義務化
- 平成20年4月から「1人乗り小型漁船で漁ろうに従事する者」全員に着用義務範囲を拡大※

※平成20年3月までは、連絡手段を持っていれば着用義務がなかった

着用義務

努力義務



水上オートバイの乗船者



12歳未満の小児



1人乗り小型漁船で
漁ろうに従事する者

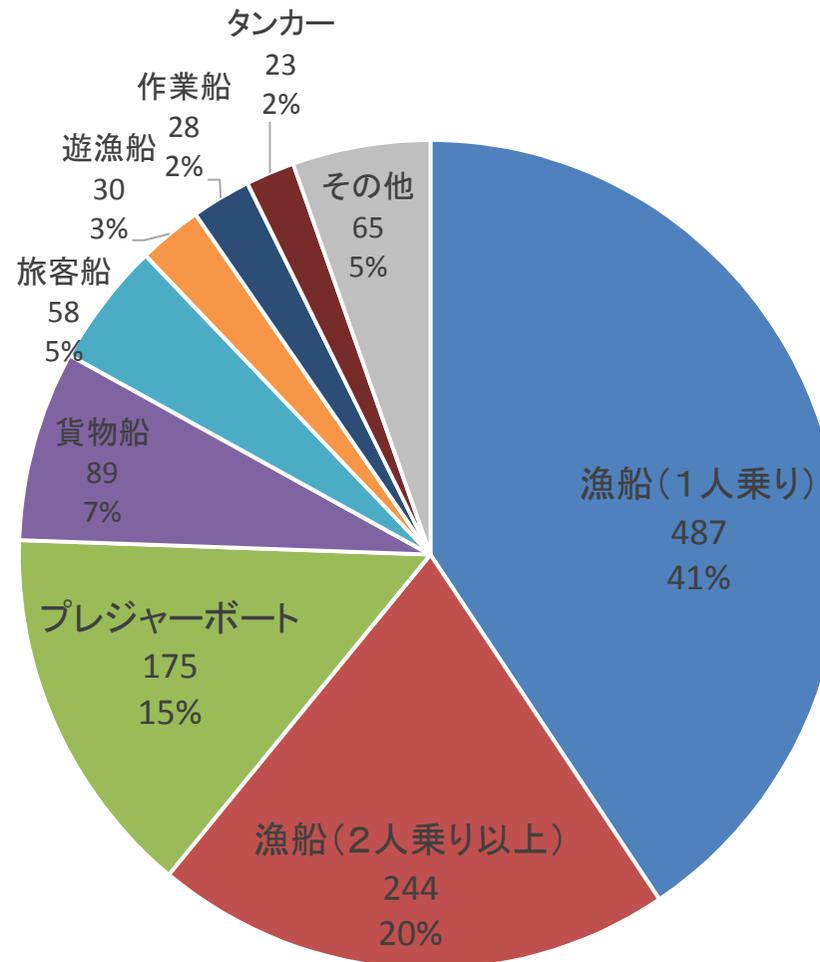


小型船舶の暴露甲板の
乗船者

海中転落による死者・行方不明者数 (過去10年間)

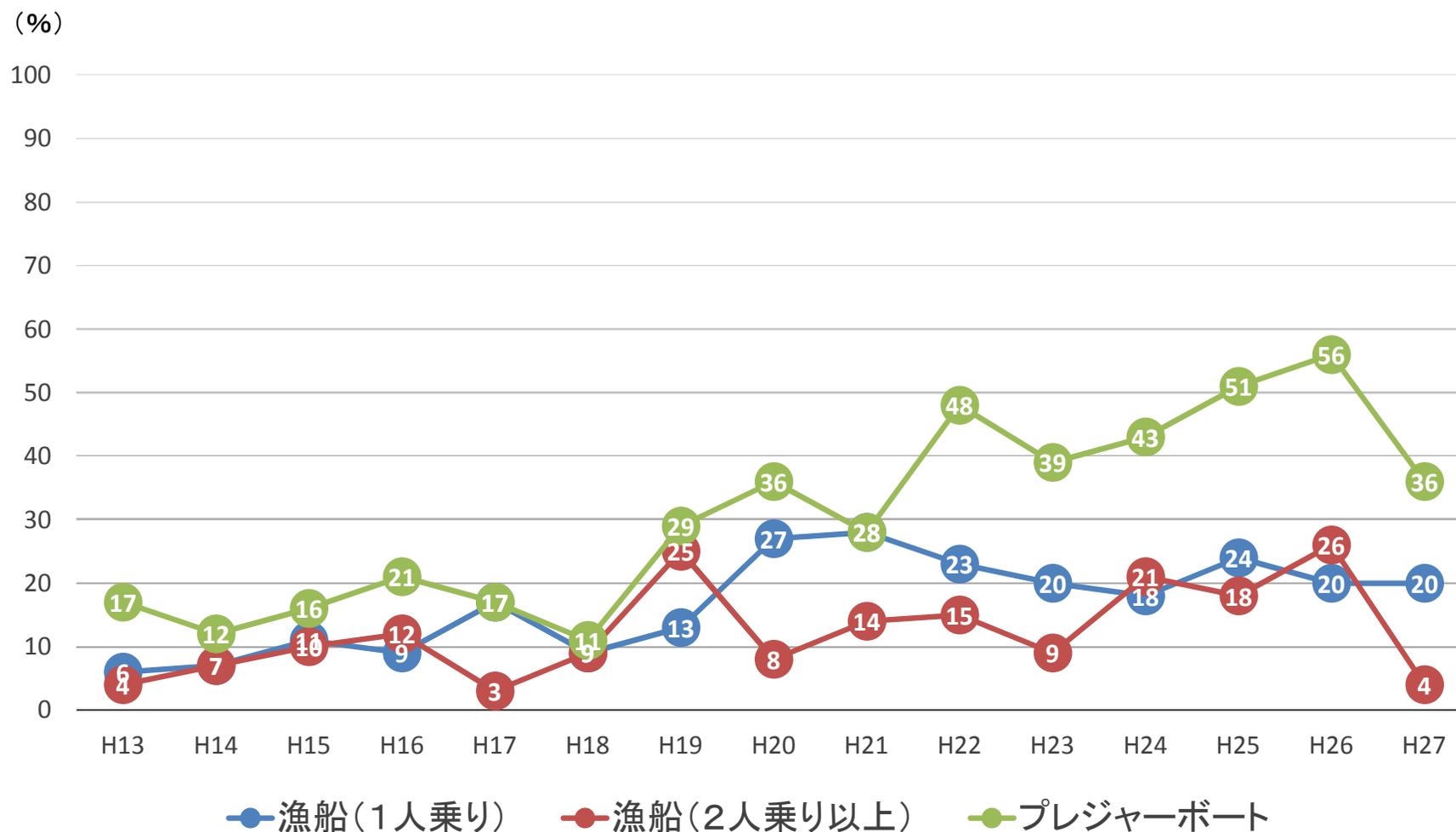
➤ 漁船、プレジャーボートで死者・行方不明者が多数発生

(人)



海中転落者のライフジャケット着用率

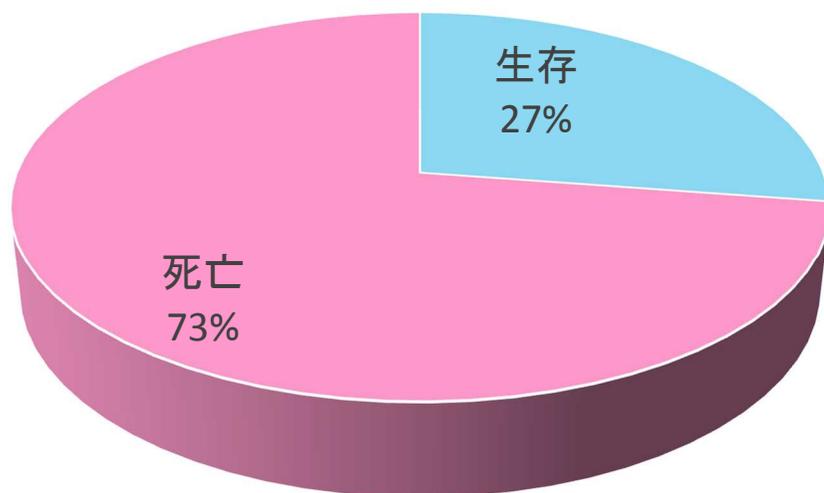
- プレジャーボートの着用率は上昇傾向、漁船の着用率は微増
- しかしながら、着用率は低く、100%にはほど遠い



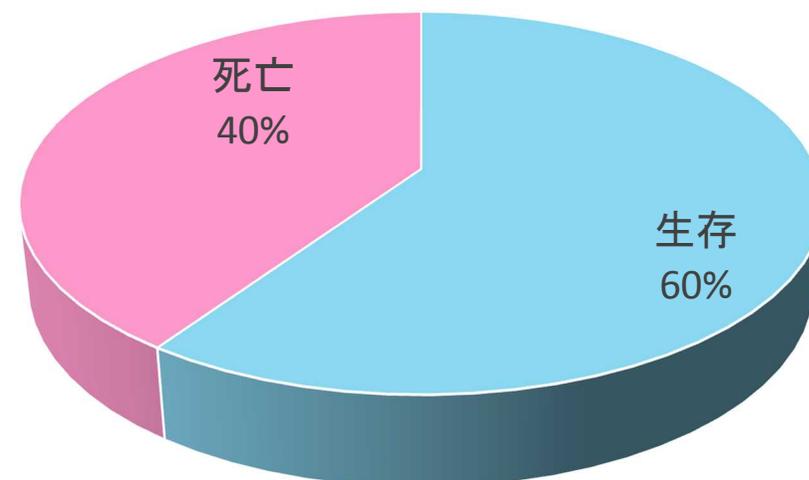
ライフジャケットの着用効果

- ライフジャケットを着用することで生存率が2倍以上となり、海中転落時の生存率向上に高い効果がある

ライフジャケット非着用時



ライフジャケット着用時



漁船・プレジャーボートからの海中転落時の生存・死亡率(過去10年間)

ライフジャケットの着用義務の方向性

ライフジャケット着用による**生存率向上の効果は非常に高い**ため、
船舶の種類や年齢にかかわらず着用することが望ましい

海事局は平成15年からライフジャケットを一部着用義務化し、
その後も海上保安庁、水産庁などの関係機関と連携して、
義務対象に限らず、ライフジャケットの着用を促進してきた

しかし、ライフジャケットの着用率は**依然として低く**、
死者・行方不明者は継続して発生

ライフジャケットの着用義務範囲を拡大することにより、
着用率の向上を図ることが必要

着用義務の拡大範囲

	漁船		プレジャー ボート	その他	遊漁船	旅客船
	1人乗り	2人乗り以上				
航行中、停泊中、 係留中等	12歳未満の小児は既に着用義務					
	新たに着用義務化		水上オートバイは 既に着用義務			
漁ろう中	既に 着用義務					
着用と同等の 転落防止措置 が取られている 場合	適用除外 船室内にいる場合、命綱・安全ベルトを着用している場合、船外で泳ごうとする場合、船外で専用の装備を用いたスポーツ・レクリエーション・作業をする場合、安全措置が講じられたヨットレース競技、安全措置が講じられた神事等				遊漁船業 の適正化 に関する 法律※	海上運送 法※
転落のおそれ が少ない場合	努力義務 防波堤内に係留された船にいる場合、 船長が定めた安全場所の範囲内にいる場合					

平成29年2月1日

改正省令※¹の公布

平成30年2月1日

改正省令の施行(義務範囲拡大)

平成34年2月1日

新たに着用義務の対象となった方
に対する違反点数の付与開始※²

※1 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令(平成29年国土交通省令第5号)

※2 従来から着用義務の対象となっている方は、平成34年2月1日より前でも従来通り違反点数が付与されます

着用義務の違反者に対する処分

- 乗船者にライフジャケットを着用させなかった船長(小型船舶操縦者)には、違反点数2点が付され、再教育講習を受講しなければなりません。
- 再教育講習を受講した方は、累積点数から2点を減じます。(累積点数が処分に達した場合を除く。)
- 違反点数が累積して行政処分基準(5点以上)に達すると、最大で6か月の免許停止になります。
- 違反点数の付与は、平成34年2月1日から開始されます。

■ 遵守事項違反点数

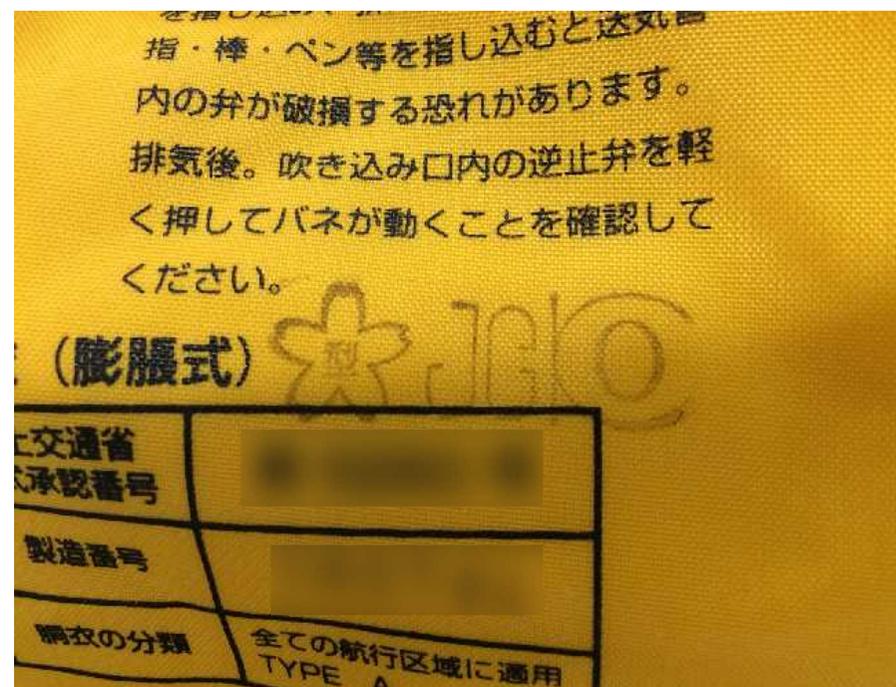
違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止 1月	業務停止 2月
	有	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月	業務停止 6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

- 国土交通省が試験を行って安全基準への適合を確認したライフジャケットには、桜マーク(型式承認試験及び検定への合格の印)があります。
- 着用義務の対象となる場合、原則として、桜マークのあるライフジャケットを着用してください。





国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です！船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう！

海中転落時の生存率
 非着用 25% 死
 着用 40% 生

船長の義務です！

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります！着用させないと違反になります！

ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください！軽く着けやすいものが開発されています！

適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

船内にいる方	命綱を装着している方	防浪場内の係留船上にいる方
船外で泳ごうとする方	専用装備で海上スポーツをする方	船長が定めた安全乗組にいる方
着用する必要がありません		できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり！

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません！
 5点以上で免許停止の対象となります！

最大6か月の免許停止

※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

国土交通省・水産庁・海上保安庁・警察庁 詳しくはホームページへ

(発行 国土交通省海事局安全政策課) http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

その他の詳しい情報はホームページに掲載しています。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



参考：適用除外・努力義務となる場合

[1]船室内にいる方

屋根と壁に囲まれた船室の中にいる方は適用除外になります。

※屋根だけを有するスペースのような風雨にさらされる場所は適用除外になりません。

※船室の窓や扉、甲板上のハッチが一時的に開いていてもその内部は適用除外になります。



[2]命綱・安全ベルトを着用している方

命綱・安全ベルトを着用している方は適用除外になります。



[3]船外で泳ごうとする方

泳ぐためにライフジャケットを着脱したり船外へ移動したりするなど、船外へ移動することを目的とした必要最小限の動作を行っている場合は適用除外になります。



[4]船外で専用の装備を用いたスポーツ・レクリエーションをする方

ダイビング、水上スキー、ウェイクボード、シーウォーカーなどの船外において行うスポーツ・レクリエーションを行うために、船上で専用の装備を着ている間は、その上からさらに重ねてライフジャケットを着ることが専用の装備の機能を阻害する場合に限り、適用除外になります。

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。



[5]船外において、専用の装備を用いた作業をする方

潜水漁業、救助、調査、工事などの船外において行う作業を行うために、船上で専用の装備を着ている間は、その上からさらに重ねてライフジャケットを着ることが専用の装備の機能を阻害する場合に限り、適用除外になります。

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。

[6]安全措置が講じられたヨットレースの競技を行っている方

国際又は国内で統一された安全基準に基づき、落水防止設備の設置、救助設備の設置、救助体制の構築などの安全措置が講じられているヨットレースの競技中は適用除外となります。

※競技と同等の安全措置を講じて行う練習も適用除外となります。

※ヨットを競技・練習以外に使用する場合は適用除外になりません。



[7]安全措置が講じられた船上における神事等

船上において、儀式、祭礼、神事などを行うために必要な服飾を着用することにより、ライフジャケットを着用することが適当でない方は、別の船舶からの監視・救助体制が整っている場合に限り、適用除外になります。



[8]その他

次の方は適用除外になります。

- ・負傷、障害、妊娠中であることによりライフジャケットを着ることが療養上又は健康保持上適当でない方
- ・著しく体型が大きいことなどの身体の状態により適切にライフジャケットを着ることができない方
- ・大人が保護及び監督をしている1歳未満の小児

[9]防波堤内に係留された船にいる方

防波堤の内側にある岸壁、栈橋、係船くいなどに係留中の船の上は「着用義務」が「着用を努める義務」になります。

※船外に身を乗り出す行為や、釣りなどの他の作業をする場合は適用除外になりません。



[10]船長が定めた安全場所の範囲内にいる方

船長が責任をもって指定した「船外への転落のおそれが少ない場所(安全場所)」の範囲内にいる方は、船長の了解を得て「着用義務」を「着用を努める義務」とすることができます。ただし、安全場所を指定する場合には、次の要件をすべて満たす必要があります。

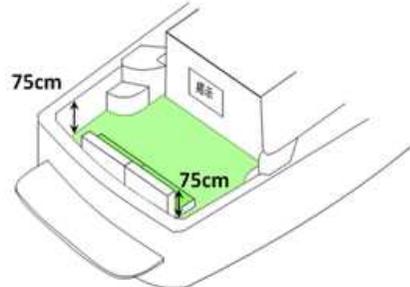
- (1) 安全場所が75センチメートル以上の手すりや固定された堅牢な椅子などで囲まれていること
- (2) 次のすべての内容を記載した掲示物を安全場所に乗船している者から見える位置に掲示すること
 - (a) 安全場所の範囲を表した図
 - (b) 船長の了承を得た場合、安全場所内に限り着用義務が課されないこと
 - (c) 船長は、あらかじめ確認した気象及び海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り了承すること
 - (d) 安全場所の範囲内であってもライフジャケットの着用を努めること
 - (e) ライフジャケットを着用せずに船外に身を乗り出す行為をしないこと
 - (f) ライフジャケットを着用せずに釣り等の作業※をしないこと

※船舶の種類に応じて、乗船者が行う可能性のある船外への転落のおそれを行う作業を列挙すること

 - (g) 椅子の上で立ち上がらないこと
 - (h) (e)(f)(g)の行為をする場合はライフジャケットの着用義務が生じること
 - (i) 安全場所の範囲内であっても船体が大きく揺れるような荒天時には船長の指示に従いライフジャケットを着用すること
- (3) 安全場所に乗船している者から掲示物が常に見えるよう必要に応じて複数の掲示物を掲示すること

掲示物の例

小型船舶操縦者が指定する
船外への転落のおそれが少ない場所



75cm
75cm

- この船では、緑のエリア内に限り船長の了承を得てライフジャケットを脱ぐことができますが、やむを得ない場合を除き、できる限り着用を努めてください
- 船長は、あらかじめ確認した気象・海象の予報に基づき船体の動揺が著しく大きくなることが予見されない場合に限り了承します
- ライフジャケットを脱ぐときは、次のことに注意してください
 - ・船外に身を乗り出す行為をしないこと
 - ・釣り等の作業をしないこと
 - ・椅子の上で立ち上がらないこと

※これらの行為をする場合は、法律に基づきライフジャケットの着用義務が生じます
- 荒天時に船長の指示があった場合は必ずライフジャケットを着用してください

この掲示は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第137条第3項第1号に基づくものです